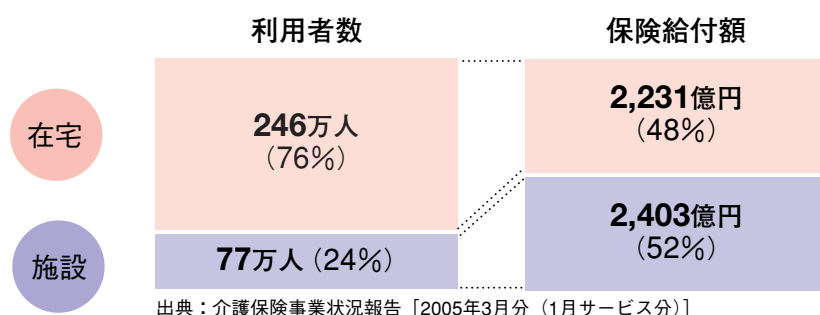


## どこでサービスを受けても、給付と負担が公平となる仕組みに

- 現行制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所(入院)されている方では費用負担が大きく異なっています。
- これは、在宅の場合は居住費(家賃、光熱水費など)や食費は本人が負担しているのに対し、施設に入所(入院)している場合は、これらの費用は保険から給付される(食材料費を除く)からです。なお、グループホームやケアハウスは現在でも、居住費・食費は利用者が負担しています。
- 今回の見直しは、同じ要介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう、介護保険の保険給付の範囲を「介護」に要する費用に重点化し、「居住」や「食事」に要する費用は、保険給付の対象外とするものです。
- ただし、その場合でも所得の低い方の負担額は一定の範囲にとどまるよう、きめ細かな配慮を行っています。

### ● サービス利用者数及び保険給付額の比較



## 在宅と施設の比較

### ● 費用負担の比較

